

市村咸人著

伊那尊王思想史

国書刊行会

### 香坂種吉

大草村日曾利香坂折衛の養子、劔道及兵學を父及高遠藩士今井氏に學び、武士風の教養を受けた。明治維新の時、鴨神衛隊に出仕のことに決定し、命令次第出發し得られる様用意を整へて待つてゐたが、神衛隊解散となつたので止めになつた。其時調達した刀劔は今現に保存せられてゐる。太刀は長二尺二寸、短刀は長九寸である。安政四年五月十日生、大正七年十二月三日歿、六十二歳。法名隆基精道居士。其孫萬彌氏は飯島に住する。〔村上源太郎氏調査〕

#### 第四節 鹿鹽寛司等の鴨神衛隊加入

##### 一 寛司鴨神衛隊に加入す

大久保氏は鹿鹽村の郷農で、代々御樽木山守護を勤むる家柄であつた。寛司（註）は喜源太の第二子である、幼より學を好み、算數に長じ、又兵書に讀み耽つた。始め高遠の大谷寛治に一刀流の劍術を、後同家中伊澤民彌用内（寛司の従兄弟にあたる、寛司の叔父昌仲伊澤家に養子。民彌はその子である。）が其家に食客たりし時、附近の青年と共に、また劍を學んだ。長ずるに及び、長兄源藏と共に地方産業の開發に着眼し、養蠶の普及と生糸及蠶種紙の販賣業を創始し安政の終より慶應の初年に至る、横濱江戸の間を來往し、尾三駿遠信甲野の諸國を旅行し、また京阪地方にもゆき、近江に永く止りたることあり、其足跡、本州中部及近畿地方に遍く、東奔西走、家郷に在ること年に數十日を出でざるの有様であつた。かくて、寛司は慶應三年六月、幕府の奉行小栗上野介より蠶種紙肝煎役を、同十月には生糸改役を仰付けられ、信越兩國の蠶業事務を管掌するに至つた。此の如き間斷なき旅行は、彼をして自ら天下の大勢に通曉せしむるものあり、茲に時勢の子として、功業心に燃ゆる彼を驅て、勤王運動に身を投ずるに至らしめた。

慶應四年一月、高松實村の官軍鎮撫と稱して信濃に入るや、二月八日寛司は高島に至り、實村の從士高原に會し、之に従はんことを申出で、葛木に至り、其所で番兵を勤めてゐたが、偽勅使であることがわかつたので其地から引き返した、されど王事に活躍せんとする彼は雄心勃勃として禁ずる能はず、遂に意を決し、同年三月の始、京都に上り、月末鴨神衛隊加入の<sup>ことを</sup>決し、四月一日より同隊の宿所、鴨神宮寺へ引移つた。この鴨神衛隊と稱せらるゝは京都鴨社の神官達によつて發起せられたもので、其目的とする所は、戊辰正月三日伏見鳥羽の戦起り京都市中騷擾の際、内侍所並に陛下の非常立退所として、義勇兵を以て、加茂社境内を守衛せんがため、太政官の允許を受け、冷ねく勤王の士を募集して編成せられたものである。この神衛隊の取締は泉亭從三位俊彦で、其他、山口紀伊守氏達南大路三河守長顯、林日向守康哉、河崎和泉守長齡、宮内内匠信久等は隊中の主要人物であつた。神衛隊允許の御沙汰書は、

鴨一社惣代に

別紙泉亭三位以下願之趣被 聞食候。尤精撰之儀ニ者可有之候得共、若粗暴輕卒之徒混同候様之儀出來候而者不相濟候間、一社中申合違亂無之様可致所置御沙汰候事。

二月

追而、任撰之輩追々御親兵御取立願之趣是亦被聞食候間、取調出來之上可申出候事

寛司への口達書は

口達

一方今不容易形勢ニ付、上從 王公下至萬民爲國家被盡力候折柄、雖神職并草莽之輩豈空敷可傍觀候哉、廣ク勸誘乎誠義有志之旁奉服 朝恩之萬一度奉望願候處。別紙之通蒙 勅許候。然者各々不論私之趣意其身之尊卑等振起 皇國魂文武之藝術、相勵厚爲天下國家盡力可有之候者也。

慶應四年二月

鴨神衛隊印

信州伊那郡鹿鹽村

鹿鹽 寛司様

平田門人帳によると、寛司は此歳三月十五日に、折柄在京中の松尾龜子を紹介を以て平田家に入門し、また、品川彌二郎とも交りがあつたらしい。寛司の神衛隊加入も、恐らくは龜子の慫慂によるものではなからうか。

二 印鑑の配布と入隊の勧誘 田舎育ちではあるが、六尺近き偉大の軀幹を有する寛司は劔法にも通じてゐたから、神衛隊に於ける寛司は、忽ち拔擢せられて、目附役となり、續いて印鑑渡し方を兼ねることゝなつた。この「印鑑渡し方」の任務といふのは、神衛隊の加入者及び宿々の問屋に太政官の認めたる隊の印鑑を交附することであつた。そこで寛司は閏四月十三日京都を發して中山道を進んだ。沿道宿々の問屋に對しては、口達書に「當隊人數往來の砌、粗暴之儀有之候而者不相濟候。依之印鑑相達置候。自然病氣足痛等にて宿駕止宿等申出候砌、印鑑引合篤ト相糺候上ニ而相應之賃錢請取無相違肝煎可給候。以上。東山道大津驛ヨリ信州伊奈郡鹿鹽村迄宿々問屋役人中」とある通り、神

衛隊加入者の旅行に便宜を與ふべきことを依頼し、その契券として公認の印鑑を各宿々——例へば草津・番場・關ヶ原・御嵩・落合・山本・飯田——の問屋に渡すことであつた。寛司は大津草津より、中山道を落

鴨神衛隊印鑑

飯島 香坂萬彌氏藏



印鑑の大き、方一寸七分五厘

歸還した。

寛司は歸郷中、近郷の志士に説くに「神衛隊の一分隊として、また禁裏御樽木山守衛の爲、伊那地方にて、一隊を組織の上練兵し、ゆく／＼は天皇の親兵若くは衛士として採用せらるゝの光榮を有するものである。」との趣旨を以てした。僻地の農民も神衛隊に加入すれば、寛司の如く平田門人ともなり得られ、武士にもなれるといふ期待が

鴨神衛隊袖印

鹿鹽 大久保増太郎氏藏



布製、長九寸四分、幅四寸六分

あつたわけであるから、六月末に至り、兄源藏を始めとし、鹿鹽開之進・諏訪孝之輔・宮下佐喜太郎・古島桂五郎・高坂種吉種吉は年少であつたから、父繼右衛門代りて入隊願書を出した等の入隊申込があつた。併し、これらの人々は直に上洛したのではない。先づ名簿を致して入隊の認許を得、稽古場を鹿鹽村源藏の宅に設け、各々その業務の餘暇を以て、被官、家來を始め、獵業にて砲術手練の者どもを召集して銃隊の練兵を行ひ、京都危急の場合には、令を待たず直に發して守衛の任に服すべき手筈であつた。

同じ年十月寛司は再び歸郷して、更に同志を勧誘する所あり。此時北澤慶司・荒井太郎・高田佐次郎・原條七等また入隊を申出でた。前回に入隊したる香坂家の如きは太刀短刀を新調し、命令一下直に出發し得べきやう準備を整へて居たことである。寛司は此際加入者の全部に、夫れく印鑑と袖印とを交付した前頁挿圖参照

一方に於て、神衛隊の取締泉亭三位と山口河内守からは飯田藩及千村平右衛門役所に、公文を以て源藏以下六名が神衛隊に加入したこと、練兵修行及び縣内有事の日には徵發防備に當らしむべきことにつき承諾を求めて來た。飯田藩では伊谷順之助・平松義雄・安富清彦の連名を以て、千村役所では市岡鎌一郎・湯淺儀兵衛・深尾官兵衛の連名を以て右承諾の旨を答へてゐる。しかし飯田藩では「縣内に於て兵隊組立、右に役使方之儀」は太政官の御布告に抵觸することになるから「勘辨成り難ク」と回答してゐる元年十月十五日

寛司は東西に奔走して同志の糾合につとめ、京都の神衛隊からも下田五位修理及松田某の二人が鹿鹽に來て同志の情勢を視察するといふ有様であつたから、鹿鹽及大草に散在せる神衛隊の面々は何れも

勇み立つてゐた。また、寛司に對しては、十月廿七日四ツ時、飯田久々利役所に於て、出役深尾官兵衛・湯淺儀兵衛・今村久助・白澤太八を始め、足輕全部列席にて、特に左の如き賞與があつた。

鹿鹽 寛司

其方儀先般上京神衛隊ニ組入相成、其上目付役相勤候段、全平日心得方宜敷故之儀と深令感佩候。仍之御紋付御盃被下之候

辰十月

飯田御役所印

御口達

鹿鹽寛司其方兄弟年來蠶種生糸取締役相勤候振合、飼場村々に氣を付上ヲ拜シ下ヲ助ケ國產ヲ豐ス志猶亦御時節ヲ辨ね、早春より上京致シ神衛隊ニ被組入勤。王ノ誠儀ニ依テ目付役相勤候儀、平日兄弟共ニ心掛宜敷キ上之義と感佩仕、依之料紙御紋付御盃被下候。別段感狀を下ス可敷、先以目出度く此後勤。王盡力可仕、散財茂不厭兄弟共抛一命ヲ勤。王心妙く之御口達、何共言語筆紙ニ茂難盡、家名之譽此身之冥加長ク子孫之者共も誠儀勤。王可盡、仍而書殘候。以上。

此時寛司の頂戴物は御感狀一通、料紙一束、箱入御盃であつた。寛司は十一月十六日京都に歸隊した。三 鴨神衛隊の解散 然るに、奥羽函館鎮定し、天下は全く平靜に歸し、御避難所として鴨社を警護する目的であつた神衛隊の必要は全然無用となつたから、十一月、神衛隊解散の命令が發せられた。その達文は、

早春以來久々滞在 王事勤勞之段志情神妙之至ニ候先々内國鎮靜ニ付夫々復歸申附候間此旨可相心得候事

辰十一月

辨事御役所

右之通被仰渡候事

といふのであつた。

解散に當り、軍務官よりは御褒金として隊長宮本某へ五百金、隊中勤王之輩へ金千兩を交附せられた。右褒金は金穀方取締役の片岡半右衛門と目付金穀係鹿鹽寛司兩人の手で、勤勞に應じ、隊中一同へ割渡された。片岡半右衛門外四人は三十兩づつ、鹿鹽寛司外四人は二十五兩づつ、以下二十兩、十五兩、十兩、五兩、千疋、五百疋、三百疋、二百疋、百疋等で、總人員は百十一人であつた。源藏は千疋の仲間であつた。

勤王の爲めに勇み立つてゐた信濃の志士等は切角の期待を裏切られてしまつたわけである。そこで神衛隊では、翌年三月解散達文に添へて、次の如き口述書を送つて來た。これは解散と聞いて在郷加入者が輕舉暴動に出づることあらんことを慮り、之を慰撫する爲に發せられた、と考へられる。

王政復古之御機會ニ付、同志之輩抛身命何國迄モ可盡勤 王此場合ヲ相漏候而者、生前之恥辱與必死ヲ極神前ニ誓ヲナシ堅盟義ヲ相立候儀ニ候得共、今般 仰渡候御次第、先々内國鎮靜ニ付夫々復籍被申付候上者、速ニ可奉拜承儀與存候。彼是齷陶ケ間敷申立候而者、我意ニ慕ニ相當早春以來苦心茂空敷相成而已恐多次第二可有之、唯速ニ致歸國家職專ラ可被相勤然ハ恐多奉安 天朝之

一義ニモ可相成歟。然而萬一大事與相聞候者、早馳集リ急度顯實効可被抽忠戰、爾來方向ヲ誤リ脫走等之心得違無之様致度存候事。

鴨神衛隊

取締

巳三月

泉亭從三位

俊

彦花押

鹿鹽源藏殿

同 寛司殿

同 開之進殿

諏訪孝之輔殿

宮下 佐喜太郎殿

古島桂五郎殿

香坂種吉殿

原 條七殿

上掲神衛隊解散の達文及泉亭三位よりの口述書の次には、鴨神衛隊の由來を述べたる一文あり。最後に誓書が附加せられてある。それは「右御褒書并ニ口述之本紙者源藏殿に御預申置候ニ付、前書之寫銘々請取置爾來爲勤王同志盟約依而如件。巳六月。鹿鹽寛司、同開之進、諏訪孝之輔、宮下佐喜太郎、古島桂五郎、香坂種吉、原條七(以上連署)。鹿鹽源藏殿。」とあり。以上の達文、口述書、神衛隊由

來記、誓書の本書は大久保源藏方に保存せられ、同志は銘々一通を寫しとり巻物仕立となし、鄭重に保存することゝし以て、將來の勤王を誓約した。此の如くにして、寛司を中心としたる鴨神衛隊事件は落着した。

- 註 (一) 大久保家藏、鹿鹽寛司日記五冊、神衛隊關係文書十五通、達文口達書の巻物、「神衛隊中勤務ニ應シ御褒金千兩ヲ以配等割渡シ帳。前澤淵月氏、「大久保源藏、同寛司に關する聞書」。森藏村上源太郎兩氏報告による。
- (二) 寛司の晩年と源藏とについては附録、人物略志参照のこと。

## 第五節 東山、奥羽、函館各方面に従軍の志士

一 松尾三造東山道軍に従ふ 明治元年二月、慶喜追討の號令一下し、諸軍は東海、東山、北陸の三道より進んだ。東山道軍の總督岩倉具定は大垣兵を先鋒とし、薩長因諸藩の兵は其後に従つた。軍が美濃中津川に至つた時二月廿七日伊那及中津川の平田門人にして軍務に従つたものが多かつた。而してこれらは何れも當時京都に在りし松尾三造子縁故の人々であつた。即ち中津川の入市岡殷政肥田九郎兵衛・間秀矩等何れも「宿々人馬繼立取締役」を仰せ付けられ、大塚嘉右衛門指揮の下に勤仕した。三造の末男三造誠は北原稻雄と共に、中津川より從軍進發した。三月朔日、稻雄は諏訪宿より辭して歸郷したが、三造は從軍をつゞけ、十三日板橋驛に到着した、十五日よりは同所滞陣中兵糧方を命ぜられて、兵糧米の護衛に任じた。四月十五日江戸城は明渡しとなつたが、彰義隊の殘黨は尙總野の間に逃れたるを以て、三造は具定の追討軍に従ひて閏四月三日忍城に入り、九日館林城に入り、二十

日今市宿に入り、土州藩隊長板垣退助に會して戰況を聞き、金三百四十兩を戰死十人、負傷者二十四人に手當として給與し、二十一日日光山に入り、彦根藩の負傷者へ金七十兩、土藩へ袖印四百五枚を渡した。此日今市大澤兩宿間に戰あり、此時も三造は各藩兵の死傷者に手當金を配布した。三造はこれらの軍務を果したる後、日光廟に參拜し、二十九日江戸因幡邸に歸着した。三造從軍一百七十餘日にして歸郷の途に就いた。

註 松尾三造、中山道鎮撫日記、に據る。

二 松尾誠北原信允の奥羽從軍 是より先、松平容保會津に走りて若松城に據り、奥羽諸藩割據の形勢を現出した。三月二日鎮撫總督九條道孝、副總督澤爲量は命を受けて京都を出かけた。

此際三造子の長男誠は伴野庄司と稱し、北原稻雄の長男信綱は東五郎信允と稱し、澤卿に隨從することとなり、莊司は補翼扶事を、信允は御馬側御印持を命ぜられた。十一日大阪を發し、十八日松島に上陸した。九條卿は會津に向つたが、澤卿は出羽に赴くこととなつたので莊司信允等は之に従つた。澤軍は四月十七日、山形城に入り更に新庄に轉じた。此時に當り奥羽諸藩は總督の處置に對して不平を抱き、相連合して官軍に反抗し九條總督を仙臺に拘禁するといふ不穩の形勢を持続したるが故に、澤軍は全く孤立の状態となつたので、五月九日久保田秋田藩に到着し藩主に説く所があつたが、藩論未だ定まらなかつたため、澤軍は此地にも止まること能はず、更に轉じて能代川を渡り大館に陣を留めた。

是より先、大總督府よりの援軍佐賀小倉の兵松島に上陸し、仙臺藩を貽き九條總督を奪取して盛岡に進發